

平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	3	府 省 庁 名 経 済 産 業 省																	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）																		
見直し 項目名	軽油引取税の課税免税の特例（建設用粘土製品（陶管に限る））																		
見直し 内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 建設用粘土製品（陶管に限る。）製造業を営む者の製造工程における焼成及び乾燥。 ・ 特例措置の内容 上記陶管の製造工程における焼成及び乾燥において使用される軽油に係る軽油引取税に関し、課税免除措置を廃止するもの。 																		
〔関係条文〕	〔地方税法附則第12条の2の4第1項第5号 同法施行令附則第10条の2の2第6項〕																		
増収 見込額	— （ — ） （単位：百万円）																		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>現在、陶管の製造工程における焼成及び乾燥において使用される燃料は、軽油から重油及び灯油等の他の燃料を使用する窯に替わり、利用実績も少なくなっており、課税免除措置を廃止することとした。</p> <p>（参考） 税負担軽減措置等の適用実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用者数</th> <th>使用数量</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>数社</td> <td>少量 (KL)</td> <td>少額 (億円) (同左/社)</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>数社</td> <td>少量 (KL)</td> <td>少額 (億円) (同左/社)</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>数社</td> <td>少量 (KL)</td> <td>少額 (億円) (同左/社)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 減収額：免税軽油使用量×税額（32.1円/L）</p>				使用者数	使用数量	減収額	21年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)	20年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)	19年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)
	使用者数	使用数量	減収額																
21年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)																
20年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)																
19年度	数社	少量 (KL)	少額 (億円) (同左/社)																